

「(仮称)墨田区協治(ガバナンス)推進条例」の検討にあたり、
参考となる他自治体の条例事例(⑪執行機関)

目次

1. 自治全般に関する条例の事例	
(1) ニセコ町まちづくり基本条例	1
(2) 杉並区自治基本条例	2
(3) 多摩市自治基本条例	2
(4) 大和市自治基本条例	3
(5) 「文の京」自治基本条例	3
(6) 足立区自治基本条例	4
(7) 川崎市自治基本条例	4
(8) 中野区自治基本条例	5
(9) 三鷹市自治基本条例	5
(10) 豊島区自治の推進に関する基本条例	5
2. 参加及び協働に関する条例の事例	
(1) 西東京市市民参加条例	6
(2) 狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例	7
(3) 大田区区民協働推進条例	7
(4) 中野区区民公益活動の推進に関する条例	7
(5) 八王子市市民参加条例	7

.....

1. 自治全般に関する条例の事例
(1) ニセコ町まちづくり基本条例

第7章 町の役割と責務

(町長の責務)

第25条 町長は、町民の信託に応え、町政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に町政の執行に当たり、まちづくりの推進に努めなければならない。

(就任時の宣誓)

第26条 町長は、就任に当たっては、その地位が町民の信託によるものであることを深く認識し、日本国憲法により保障された地方自治権の一層の拡充とこの条例の理念の実現のため、公正かつ誠実に職務を執行することを宣誓しなければならない。

2 前項の規定は、助役及び教育長の就任について準用する。

(執行機関の責務)

第 27 条 町の執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務の執行に当たらなければならない。

2 町職員は、まちづくりの専門スタッフとして、誠実かつ効率的に職務を執行するとともに、まちづくりにおける町民相互の連携が常に図られるよう努めなければならない。

(2) 杉並区自治基本条例

第 7 章 執行機関

(執行機関に関する基本的事項)

第 11 条 執行機関は、条例、予算その他の区議会の議決に基づく事務及び法令等に基づく事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し、及び執行しなければならない。

(区長の責務等)

第 12 条 区長は、区を代表し、地方自治法で定めるところにより、区議会への議案の提出、予算の調製及び特別区税の賦課徴収等の事務を管理し、及び執行する権限を有する。

2 区長は、区民の信託にこたえ、区の事務の管理及び執行に当たっては、誠実に職務遂行に努めなければならない。

3 区長は、区の職員を適切に指揮監督するとともに、区政の課題に的確にこたえることができる知識と能力を持った人材の育成を図り、効率的な組織運営に努めなければならない。

(執行機関の組織及び職員)

第 13 条 区は、執行機関を構成する組織について、効率的かつ機動的なものとなるよう、常に見直しに努めなければならない。

2 区の職員は、全体の奉仕者として、区民本位の立場に立ち、区民等との協働の視点を持って、全力を挙げて職務遂行に努めなければならない。

(3) 多摩市自治基本条例

第 5 節 市長の役割

(市長の設置)

第 12 条 住民の直接選挙により選ばれた、市の代表として、市長を置きます。

(市長の権限)

第 13 条 市長は、私たちのまちの自治を発展させるとともに、市民の福祉を向上させるための政策を推進し、市を代表する権限を有します。

(市長の責務)

第 14 条 市長は、第 4 条に定める基本原則に基づき、自治の充実発展及び市民の福祉の向上に必要な施策を講じなければなりません。

2 市長は、新たな行政課題等に対応できるよう、機動的かつ柔軟な組織運営及び事務執行を行い、最少の経費で最良の行政サービスを提供できるよう努めなければなりません。

第 6 節 市の執行体制

(市の自立)

第 15 条 市は、国及び東京都と対等の立場に立ち、まちづくりの推進にあたっては、自ら判断し、

その責任において、権限を行使するものとします。

2 市は、必要に応じて他の地方公共団体と連携し、まちづくりの推進に努めるものとします。

(市の組織体制)

第 16 条 市の執行機関は、総合計画、条例、予算その他市議会の議決に基づく施策及び事業並びに法令等に定められた事務について、公正かつ迅速に執行できる組織体制を整備しなければなりません。

2 市の執行機関は、まちづくりに必要な能力を有する職員を育成しなければなりません。

3 市の執行機関の職員は、市民の信頼に応え、この条例の趣旨に則して職務を遂行しなければなりません。

(4) 大和市自治基本条例

第 5 章 市長

(市長の責務)

第 15 条 市長は、この条例を遵守し、自治を推進しなければならない。

2 市長は、執行機関の政策形成等が、第 2 章に定める自治の基本原則に従い推進されるよう調整しなければならない。

3 市長は、効率的な行政運営に努めなければならない。

4 市長は、市職員の能力向上に努めなければならない。

(市職員の責務)

第 16 条 市職員は、市民全体のために働く者として、この条例を遵守し、誠実かつ公正に職務の遂行に努めなければならない。

2 市職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。

(5) 「文の京」自治基本条例

第 4 章 区の責務

(区の基本的役割)

第 16 条 区は、地方自治の本旨に基づいて、住民の福祉の増進に向けて、必要な施策を実施し、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

2 区を構成する各機関は、それぞれの責務を果たすことを通じて、共通の目標である協働・協治の社会の実現を図る。

3 区は、持続可能で健全な区政を実現する。

(保証役としての役割)

第 17 条 区は、自ら公共的サービスを提供する役割を担うだけでなく、適切な公共的サービス水準の設定及び区民等の活動の支援を通じて、区民等により公共的サービスの提供が適正に行われることを保証するよう努める。

(調整役としての役割)

第 18 条 区は、必要に応じて、区民等の間の調整を行う役割を担う。

(地域の担い手の支援)

第 19 条 区は、区民等の自主性及び自律性を尊重しつつ、地域の課題を解決するための活動に取

り組む人々や団体が自主的・自律的に活動できるように支援する。

第6章 執行機関の責務

（執行機関等の基本的事項）

第25条 区長及び副区長並びに行政委員会等は、協働・協治の推進のために、その権限と責任において公正かつ誠実に職務の執行に当たる。

（執行機関の責務）

第26条 執行機関は、区民ニーズの把握に努め、補助機関の各部署の情報共有と連携・協力により、適正かつ迅速に公共的サービスを提供する。

2 執行機関は、常に補助機関の活性化を図るとともに、簡素で機能的かつ柔軟な組織とすることを目指す。

（情報の共有と説明責任）

第27条 執行機関は、職務の執行に当たり積極的に情報を提供することにより、区民との情報の共有を図るとともに、区民への説明責任を果たす。

（政策立案・実施・評価の各段階への区民等の参画）

第28条 執行機関は、協働・協治の視点に立って、政策の立案、実施及び評価の各段階において、区民等の参画を図り、開かれた区政を目指す。

（区長の責務）

第29条 区長は、文京区の代表者として、公正かつ誠実に区政の執行に当たる。

2 区長は、区政の執行を通じて実現すべき政策を区民等に対して明らかにし、その達成状況について区民等に報告する。

3 区長は、効率的・効果的な行財政運営を行わなければならない。

（職員の責務）

第30条 職員は、職務の遂行に必要な知識の取得及び技能等の向上に努め、公正かつ能率的に職務を遂行しなければならない。

（6）足立区自治基本条例

（区長の責務）

第4条 区長は、区民の信託に応え、この条例の目的を実現するため、誠実かつ公正に区政を執行するように努めなければならない。

（7）川崎市自治基本条例

第3節 市長等

第1款 市長等

（市長の設置）

第13条 市に、選挙によって選ばれた市の代表である市長を設置します。

（市長等の権限、責務等）

第14条 市長は、この条例に基づいて自治を運営するとともに、市民の福祉の増進を図るため、市政全体の総合的な調整その他の権限を行使します。

2 市長等は、自らの判断と責任においてその所掌する事務を誠実に執行するとともに、相互の連

絡を図り、一体として、行政機能を発揮します。

3 職員は、市民と共に自治を運営する者としての認識に立ち、職務を誠実かつ公正に執行します。

（８）中野区自治基本条例

（執行機関の役割及び責務）

第 5 条 執行機関は、政策の企画立案、検討、実施、評価及び見直しのすべての過程に係る情報を分かりやすく区民に提供するよう努めるとともに、区民の求めに応じて区政情報を公開しなければならない。

2 執行機関は、行政運営における公平性及び公正性を確保し、区民の権利及び利益を保護しなければならない。

3 執行機関は、効率的かつ効果的な行政運営を行わなければならない。

（執行機関の職員の責務）

第 6 条 執行機関の職員は、その職責が区民の信託に由来することを自覚し、この条例の目的の実現に向けて、政策課題に適切に取り組まなければならない。

（区長の役割及び在任期間）

第 7 条 区長は、区民の信託にこたえ、区の代表者として、公正かつ誠実な行政運営を行わなければならない。

2 活力ある区政運営を実現するため、区長の職にある者は、連続して 3 期(各任期における在任期間が 4 年に満たない場合もこれを 1 期とする。)を超えて在任しないよう努めるものとする。

3 前項の規定は、立候補の自由を妨げるものと解釈してはならない。

（９）三鷹市自治基本条例

第 4 章 執行機関

（市長の責務）

第 9 条 市長は、その地位が市民の信託によるものであることを認識し、市政の代表者として市民の信託に応え、市民自治の理念を実現するため、公正かつ誠実に市政運営に当たらなければならない。

2 市長は、毎年度、市政運営の方針を明確に定めるとともに、その達成状況を市民及び市議会に説明しなければならない。

（執行機関の連携及び協力）

第 10 条 市の各々の執行機関は、所掌事務について、自らの判断及び責任においてこれを公正かつ誠実に処理するとともに、市長の総合的な調整のもと、執行機関相互の連携及び協力を図りながら、一体として行政機能を発揮しなければならない。

（補佐職の設置等）

第 11 条 市長は、副市長等の常勤の特別職に加えて、市長の業務を補佐し、専門的な助言を行うため、補佐職等を設置することができる。

（１０）豊島区自治の推進に関する基本条例

第 6 章 区長

第1節 区長の意義及び役割

(区長の設置)

第34条 区民は、法律の定めるところにより、直接選挙で選出された区長を置く。

(区民の信託と区長の権限)

第35条 区長は、区民の信託を受け、区を統轄し、これを代表する。

2 区長は、区政の執行機関として、区議会への議案の提出、予算の調製、特別区税の賦課徴収等の事務を管理し、これを執行する権限を有する。

(区長の役割)

第36条 区長は、自立した区政の確立を図るとともに、区民自治の発展を支えるために区民自らが学習するための機会及び場所の提供等の支援に努めなければならない。

2 区長は、区民の意思を反映した行政サービスを効率的かつ効果的に提供し、区民福祉の向上を図らなければならない。

3 区長は、毎年度、行政運営の基本方針を定め、これを区民及び区議会に説明するとともに、その達成状況を報告しなければならない。

(組織及び職員の管理)

第37条 区長は、区民に分かりやすく効率的であるとともに、区民の多様な行政需要及び行政課題の変化に迅速に対応できる行政組織の整備に努め、組織横断的で総合的な視点から行政運営を行わなければならない。

2 区長は、この条例の理念にのっとり、区民と協働したまちづくり及び区民福祉の向上を図るため、職員の育成及び適切な登用に努めなければならない。

第2節 区の職員

(区の職員の責務)

第38条 区の職員は、自らも区民の一員であることを自覚し、区民との協働の視点に立ち、区民の信頼の獲得及び満足度の向上に努めなければならない。

2 区の職員は、自らの職務が区民の信託に由来することを自覚し、誠実かつ公正に、及び創意をもって能率的に職務を執行するとともに、この条例の理念を職務執行の指針として、自治の実現に努めなければならない。

(公益通報等)

第39条 区の職員は、行政運営に違法若しくは不当の事実がある場合又は当該事実の発生のおそれがあると思料する場合には、これを放置せず、かつ、隠すことなく事態の是正に努めるとともに、行政運営を常に適法かつ公正なものにするよう努めなければならない。

2 前項に定める是正行為に係る公益通報の取扱いに関して必要な事項は、別に条例で定める。

2. 参加及び協働に関する条例の事例

(1) 西東京市市民参加条例

(市の役割)

第5条 市は、市民が自ら市政について考え行動することができるよう、市政に関する情報の公開に努めるものとする。

2 市は、市政運営における市民参加の機会を積極的に提供するとともに、市民の意向を的確に把

握し、施策へ反映させるよう努めるものとする。

3 市は、施策の実施結果について、市民に対し、適切な方法により説明するよう努めるものとする。

4 市は、市民活動の促進を図るため、適正な支援を行うよう努めるものとする。

5 市は、市民参加の継続的な発展に向けて、創意工夫に努めるものとする。

（２）狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例

（市の責務）

第3条 市は、市民参加及び市民協働を推進するための必要な情報を、市民及び市民公益活動を行う団体に積極的に提供しなければならない。

2 市は、市民参加及び市民協働の推進のため、市民が参加するための様々な機会を設けるとともに、市民協働の担い手となる団体が活発に市民公益活動を行えるよう、環境整備に努めなければならない。

（３）大田区区民協働推進条例

（区の役割）

第7条 区は、効果的かつ効率的に施策を展開していくため、多様な主体と協働事業を実施するよう努めるものとする。

2 区は、区民活動及び協働が推進されるよう必要な支援及び環境整備に努めるものとする。

3 区は、区職員が区民活動及び協働の重要性を理解し、積極的に推進するよう啓発に努めるものとする。

（４）中野区区民公益活動の推進に関する条例

（区の役割）

第7条 区は、区民公益活動を推進するために必要な施策を実施し、区民公益活動を行う団体と連携を図り、協力して事業を行うよう努めなければならない。

（５）八王子市市民参加条例

（市の責務）

第3条 市は、市民参加を基本とした市政運営を行うものとする。

2 市は、市民参加しやすい環境を整備するものとする。

3 市は、市政に関する情報を市民に分かりやすくかつ積極的に公表し、又は提供するとともに、市民に対する説明責任を果たすものとする。